

官報

号外

昭和四十年四月十五日

第四十八回 衆議院會議録 第三十二号

昭和四十年四月十五日(木曜日)

議事日程 第三十号

昭和四十年四月十五日

午後二時開議

第一 運輸省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

昭和三十八年度一般会計予備費

使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予備費

使用総調書(その2)

第二 昭和三十八年度特別会計予算案

昭和三十八年度特別会計予算案

則第十五条に基づく使用総調書

(その2)

第三 昭和三十八年度特別会計予算案

昭和三十八年度特別会計予算案

則第十五条に基づく使用総調書

(その1)

第四 昭和三十九年度一般会計予備費

使用総調書(その1)

昭和三十九年度特別会計予備費

使用総調書(その1)

第五 昭和三十九年度特別会計予算案

昭和三十九年度特別会計予算案

則第十五条に基づく使用総調書

(その1)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

緊迫するベトナム情勢に関する緊急質問(松本七郎君提出)

日程第一 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十八年度一般会計予備費

使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予備費

使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予算案

則第十五条に基づく使用総調書

(その2)

昭和三十八年度特別会計予算案

則第十五条に基づく使用総調書

(その1)

昭和三十九年度一般会計予備費

使用総調書(その1)

昭和三十九年度特別会計予備費

使用総調書(その1)

昭和三十九年度特別会計予算案

則第十五条に基づく使用総調書

(その1)

昭和三十九年度一般会計予備費

使用総調書(その1)

昭和三十九年度特別会計予備費

使用総調書(その1)

昭和三十九年度特別会計予算案

則第十五条に基づく使用総調書

(その1)

昭和三十九年度一般会計予備費

使用総調書(その1)

午後二時十二分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

議員岸信介君、同久保田次君及び同小島徹三君から、海外旅行のため、四月二十一日から五月十日まで二十日間、議員田中彰治君から、海外旅行のため、五月二日から本会期中、右いずれも請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

緊迫するベトナム情勢に関する緊急質問(松本七郎君提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、松本七郎君提出、緊迫するベトナム情勢に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

緊迫するベトナム情勢に関する緊急質問を許可いたします。松本七郎君。

〔松本七郎君登壇〕

○松本七郎君 私は、日本社会党を代表し、日と本との深刻化するベトナム情勢とこれに対する日本の態度について、佐藤首相並びに関係閣僚に対し、政府の所信をたださんとするものであります。(拍手)

すでに御承知のように、アメリカは昨年八月のトンキン湾事件以来、きわめて計画的かつ継続的に北ベトナムに対して挑発と攻撃を加え、南ベトナムでは毒ガスや無差別焼夷弾などの残虐兵器を使用する一方、北ベトナム侵攻のエスカレーション作戦を展開しております。しかも、無視できないのは、アメリカがこの気運いじみた侵略行動に韓国軍隊を動員したのを初め、台湾、フィリピン、タイなどまでも巻き込み、さらには日本に対してもいろいろな形で協力を要し、紛争の国際化をはかっていることでもあります。(拍手)こうしたアメリカの北ベトナム爆撃、エスカレーション作戦の行き着くところは、中国に対する危険な予防戦争のたくらみであることは、もはやだれの目にも明らかであります。(拍手)いまやベトナム紛争は、単なるインドシナ地域だけの問題ではなく、全アジア並びに全世界の平和にかかわる重大な局面を迎えているといわなければなりません。

(拍手)

南ベトナムのかいらい政権が崩壊の危機に直面し、民族解放統一戦線、ベトコンの勝利が近に迫ったことに逆上した、このアメリカの戦争挑発の冒險政策は、全世界の世論のきびしい批判的となつております。いまではアメリカの国内でさえ、良識ある人々から政府の反省を求める声があが上がつていることは周知の事実であります。特にアジアでは、アジア人の気持ちを全く無視したアメリカのやり方、アジア人同士を戦わせるように仕向けているのやりに憤激の声が高まっております。(拍手)日本国民がいかにアメリカの戦争政策に対する批判を強め、ベトナム人の民族自決や、紛争の平和的解決を望んでいるかは、連日の新聞社説、投書、テレビ、ラジオなどによつて明らかであります。首相は、一体こうした国際世論や国内大衆の気持ちをどう認識しておられるのか、まずそれをお尋ねしたい。

この重大局面に際して、内閣発足以来、口を開けば、アジア外交、自主平和外交を唱え、アジア人の気持ちはアジア人でなければわからないなどと広言してきた佐藤首相が、ベトナムの悲惨な現実を目をそむけ、紛争の平和的解決のために、アメリカの北ベトナム爆撃の即時停止を呼びかける

勇氣も持たず、一言半句の忠告をもし得ないでいる姿は、いまさらのように対米追隨外交を一步も脱し得ないものとして、国民の失望を買っております。(拍手)首相が口先だけで幾ら平和のため、アジアのためと美辭麗句を並べましても、国民はもはやあなたを信用しないでしょう。

大切なことは、急迫した事態に直面して具体的にどう行動するかということです。カナダのピアソン首相は、ジョンソン大統領に向かって北爆中止を直言しました。マレーシア問題とインド危機をかかえている弱みから、もっぱら対米同調を余儀なくされているイギリスでさえ、米軍の毒ガス使用には忠告をしたというではありませんか。本年一月の日米会議で大いに自主対等を売りものにされたあなたが、この重大時期にも、相変わらず対米追隨を事としているのは、一体どのような弱みがあるためでしょうか。(拍手)

世界はこうした日本の自主性のないことをよく知っているようです。来日中のフォール元フランス首相は、日本政府の自主性のなさをやんわりと皮肉っています。ウ・タント国連事務総長は、その平和呼びかけの際に、アジアの大国をもつて任ずる日本に何の連絡もあいさつもしなかったではありませんか。日本に呼びかけてみても、日本はアメリカの顔色をうかがうばかりだからと見切りをつけたからであるといわれております。(拍手)首相が、日本の自主性を主張し、アジア外交を叫ぶのであれば、アジア人の声に謙虚に耳を傾け、直ちにアメリカに対して、北ベトナム爆撃や、中国に対する挑発を停止し、南ベトナムへの軍事介入を中止するよう率直に提言すべきであります。(拍手)首相のこれに対する見解を承りたい。

もともとベトナム紛争は、初めフランスに、続いてアメリカにささえられた南ベトナムのいらい政権と民族解放統一戦線、ベトコンとの戦いでありました。その国内紛争にアメリカが軍事介入したところに今日の事態の根源があります。このベトナム紛争の解決には、一九五四年のジュネーブ協定という重要なところがあります。政府が

真にベトナム情勢を憂え、アジアの平和確立をこいねがうならば、直ちに関係各国に対し、平和的な話し合い解決のための国際会議の開催を積極的

に呼びかけるべきであります。首相にその決意ありや、お伺いしたい。

先ごろ現地を視察した松本俊一特使も、このことを率直に提案されたと聞いております。首相特使の報告がどう具体化されたのか、時期を見てなどという逃げ口上は許されません。時期を見ているうちにベトナム人民の惨禍はさらに増大し、アメリカの爆撃拡大による全面戦争の危険も、さらに増大するのであります。いまは一刻も争うときであります。

次に、ベトナム情勢と日米安保条約との関係についてお尋ねいたします。

日本が、真にベトナム、ひいてはアジアの平和確立のために貢献しようとするのであるならば、日本みずからがアメリカの黒い手に加担しない立場を堅持しなければなりません。この意味でわれわれは、アメリカの南北ベトナムにおける軍事行動に、沖縄を含む在日米軍基地が、直接または間接に使用されている現状に、重大な関心を示さざるを得ないのであります。政府は、日米安保条約第四条にある、いわゆる極東の範囲を拡大解釈し、ベトナムを極東の周辺ということで安保条約のワケ内だと強弁しております。そして一方では、補給のための在日米軍基地の利用や、一たん沖縄基地に移動した上での作戦行動は、事前協議の対象にならないといった論法で、在日米軍のベトナムへの軍事行動に無限の自由を供与しているのをごいいます。まことにおそろべき条約の乱用であり、対米従属の表明であります。(拍手)政府は、日本の安全のためと称した安保条約が、アメリカの極東軍事冒險政策の足がかりとなっていることを認めるほかにないと思うが、この点について明確な解釈を示されたい。(拍手)

さらに、基本的にはアメリカの行動は、安保条約第一条、すなわち、「締約国は、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は

政治的独立に対するものも、横むことを約束する。この規定に全く違反しております。これだけでも安保条約はアメリカみずからがすでに踏みこじっているのではありません。この批判に対し、政府は、アメリカの行動を正当化し、アメリカの行動は北からの侵略に対し南ベトナムの独立と自由を守るために軍事介入しているのだ、したがって、これはアメリカの自衛行為であるなどと強弁しております。しかし、南ベトナム自身の正当化ならまだしも、アメリカが遠いアジアに軍事介入して、南北ベトナムの人民に塗炭の苦しみと悲しみを与えていることが、何で自衛行為の名に値しようか。(拍手)

政府はさらに、このアメリカの行動を国連憲章第五十一条にいう集団的自衛権で正当化しようとしております。しかし、南ベトナムは国連加盟国でも何でもなく、アメリカのいらいい政權にすぎない。アメリカの行動とそれを正当化する日本政府の解釈は、明らかに国連憲章の歪曲であると断ぜざるを得ません。(拍手)一、政府は、国連憲章第五十一条あるいは日米安保条約第一条及び第四条と、ベトナムの事態との関連を法的にどう解釈しているのか、明確な見解を示されたい。政府は、具体的に直ちにアメリカに対し、いかなる名目によっても、ベトナムの作戦行動に在日米軍基地を使用することを一切拒否する旨を申し入れる決意があるかどうか、伺いたいのではありません。(拍手)

さらに私は、今日急テンポで推進、強行されている日韓交渉が、ベトナムをめぐるアジアの緊迫した情勢と密接に結びついており、アメリカの反中国軍事政策の一環をなしていることを指摘せざるを得ません。首相はこれまでそのことを否定してまいりましたが、交渉相手の韓国がアメリカの強い圧力によってその軍隊をベトナムに派兵し、近くその増強をはかるなど、現実には戦争に巻き込まれている姿を見るならば、われわれの指摘の正しかったことが実証されていることはだれの目にも明らかであります。アメリカの野蛮な北進攻撃がいつ朝鮮の三十八度線に飛火するか、北緯十七度

線と三十八度線は直結しているとの危機感を抱かざるを得ません。われわれは、ここにあらためて新しい意味を込めて日韓会議の即時中止を要求するものであります。(拍手)それでもなお政府は、日韓交渉とベトナム情勢が無縁であると強弁されるのか、この点をお尋ねしたいところであり

ます。

ここで私は、生活のために身の危険をおかして米軍のLST輸送に乗り組み、ベトナム作戦行動に従事させられている日本人の存在に注目したいのです。政府は、これを安保条約のワケ内での協力だとして積極的に米軍の労働者雇入れをあつせんする意向すら表明しております。まことに危険きわまる考えだといわねばなりません。政府は、いかなる日本人であろうと、一人でもアメリカの軍事冒險政策の巻き添えとならないように、むしろアメリカに対して、一切の日本人の使用禁止を要求すべきであります。また、アメリカの北爆拡大は、日本と北ベトナムとの平和友好の貿易関係に大きな脅威を与えております。これについても、政府がいかなる保障を考慮しておられるのか、責任ある回答をいただきたいと思ひます。

アメリカは、いまや国際世論のきびしい批判に苦慮し、特に、アジア各国に自国の侵略的な立場を理解させ、浸透させるために、ロジック特使を派遣することをきめたといわれております。われわれは、このロジック氏の来日を、むしろ逆に、米國に対する説得の絶好の機会として利用するだけの勇氣を政府が持つことを期待したいと思ひます。特に、われわれは、最近アメリカ政府首脳が、中国爆撃の意図をはのめかし始めたことに深い警戒の念を感じ得ません。かつて中国を侵略し、中国の広大な領土と中国人民の抵抗のエネルギーの前に、どろ沼戦争の愚かさを悟らされたわれわれは、アメリカが同じ愚かな道をたどることに、友人としてきびしく警告する義務があるのではないでしようか。同時に、日本と中国の間に、絶対不戦の誓いを抱くわれわれは、アメリカが中国爆撃の舉手をおかすとき、日本国民のアメリカに対す

る反感がどのような形で爆発するやもはかり知れぬといふことを、アメリカに十二分に認識させる必要があるのではないでしようか。これこそが、アメリカの誤れる極東軍事冒険政策を破局の一手手前で転換させるきっかけとなり、一助ともなることを、この際特に指摘いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) ベトナムの問題につきまして、緊急質問をたゞいま松本君がなされた。もちろん、この問題につきましては、私の所見はしばしば他の委員会等におきまして披露いたしておりますから、私の考え方、いわゆる不拡大といふことについて、また、非常に関心を持っておりますことは、よく御承知のことだと思ひます。また、私自身は、機会あるごとに、わがほうの考え方をアメリカに十分連絡をとっております。

もちろん、かかる問題について最も大事なことは、事態を正しく認識することだと思ひます。(拍手) 一方的宣伝だけに迷わされて立論することきは、お互いに慎まなければならぬことだと思ひます。(拍手) たとえば、日本に対して、アメリカがその協力方を働きかけてきたとか、かような事実はございません。また、アメリカが国際紛争の拡大を希望しておるか、かような事実もございません。十分正しく事態を認識して、しかる上でいろいろの意見を立てるのが当然のことだと思ひます。

私は、今日のこの紛争地域の不拡大、これを心から希望いたしておりますし、ただいま申し上げますように、アメリカに対しても、機会あることにその意向を述べております。したがって、北ベトナムの爆撃、北爆そのものを決して好ましいものとは思っておりません。しかし、今回のかような事態は、北ベトナムの南ベトナムに対する政策や態度といふものが問題であると思ひます。この際、大事なことは、相互に独立を尊重し、これを侵さぬといふことが一番大事なことだと思ひます。

確信いたします。(拍手)

また、この問題につきましては、国際会議を開催し、また、その意味合いにおきまして、関係国の足並みがそろって問題解決の糸口が会議の席上において求められるということが最も望ましいことだと思ひます。かように思っております。この点は、私が委員会等において述べたところでございます。

また、アジア人のアジア、あるいはアジア人でなければアジア人の気持ちにはわからない、私は、今日もおその考え方を持っております。わが国がこの立場に立つて、平和的解決に寄与したいというこの気持ちは、国民とともに私も持つておるところであります。しかるに、現状は、南ベトナムにおける反政府活動を北ベトナムが支援しているということが重要な要因となっているので、米國を一方的に責めるといふことは適當でないと思ひます。(拍手) 私ども日本は、申すまでもなく、アメリカに対してよき友邦として忌憚ない意見を述べ、そうして誤りなきを期し、平和解決への努力をしたい。先ほど申しましたように、相互に独立を尊重し、これを侵さぬ、こういふことに格段の留意をはかつていきたいと思ひます。

また、わが国の設備あるいは基地、施設区域をいづゆる戦術作戦行動のために使用する場合——現状におきましては使用はいたしていません。したがって、現状においては、いづゆる事前協議なども行なわれておりませんが、しかし、この紛争が長くなりまして、各方面から誤解を受けることもあろうかと思ひますので、この意味におきまして、私どもの正しいあり方、また、平和を心から願っているという立場におきまして、一日も早く紛争が解決することを心から願つておる次第であります。

最後に、日韓交渉、これは申すまでもなく、今回の軍事的な問題とは関係はございません。これは全然無縁であります。したがって、私は、日韓交渉は、双方の大多数の国民の支援によりまして支持するところでありますので、その観点に立ちまして、不自然な状態を自然に直す、こういふことで早く解決したい、かように思つております。

また、ロジ氏が最近日本を訪問するということとありますが、こういう機会こそ、お説のように、たいへん私どもの主張を明確にする機縁だ、かように思ひますので、十分話し合つてみたい、かように私は思ひます。

以上、お答えいたします。(拍手)

日程第一 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔発言する者あり〕

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右

昭和三十九年二月一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十九号中「及び海面」を「その他海面及び飛行場」に改める。

第二十八号の二第一項中第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 委託により、飛行場の工事を施行すること。

第三十八号第一項の表港灣審議会の部中「開港」の下に「及び管理」を加え、同表中「臨時鉄道法」の下に「及び管理」を加え、同表中「制調査会」

運輸大臣の諮問に依りて鉄道に関する法制に「関する重要事項を調査審議すること。」を削り、同条第三項を削る。

第四十六号第一号中「含む」の下に「次号において同じ。」を加え、同条第二号中「海面」の下に「及び飛行場」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 飛行場の建設、改良及び災害復旧に関する国の直轄の土木工事の施行に関すること。

第四十七号第一項の表中「新潟県」を「新潟県長野県」に、「東京都」を「東京都 埼玉県 群馬県」に、「茨城県」を「茨城県 栃木県 山梨県」に改め、「北海道」を削り、「大阪府」を「大阪府 奈良県」に、「静岡県」を「静岡県 岐阜県」に改め、同条第二項を削る。

第五十五号の二第一項第一号中「関すること」の下に「港灣建設局の所掌に属するものを除く。」を加える。

第八十三号の表中「二四、九六二人」を「一五、〇八五人」に、「六、〇三八人」を「六、〇八八人」に、「三三、五六一人」を「三三、七三四人」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 港灣整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「及び海岸法」を「並びに海岸法」に改め、「海岸保全施設」の下に「及び飛行場」を加える。

理 由

飛行場の工事を円滑に実施するため運輸省本省の地方支分部局である港灣建設局に飛行場の建設、改良及び災害復旧に関する国の直轄の土木工事等を行なわせることとするともに、同省の職員等の定員を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長河本敏夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

昭和四十年四月十五日 衆議院會議録第三十二号

運輸省設置法の一部を改正する法律案 昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)(承諾を求めるの件)外八件

七二六

〔河本敏夫君登壇〕

○河本敏夫君 たいだいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、航空局の所掌事務に、委託による飛行場の工事の施行に関する事務を加え、港湾建設局に飛行場の建設等の施行に関する事務を分掌させることとし、港湾審議会に港湾の管理に関する重要事項をも調査審議させることとするほか、定員を百七十三人増員することなどであります。

本案は、二月一日日本委員会に付託、二月四日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、四月十三日、質疑を終了いたしましたところ、施行期日を「公布の日」に改め、定員の改正規定は、四月一日から適用する旨の自民、社会、民社三党共同提案にかかる修正案が佐々木委員外二名より提出され、趣旨説明の後、討論もなく、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

運輸省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

運輸省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八十三条の表の改正規定は、昭和四十年四月一日から適用する。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数、よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(船田中君) 先刻の松本七郎君の質問に対し、答弁漏れがあるとのことであります。外務大臣権名悦三郎君。

〔国務大臣権名悦三郎君登壇〕

○国務大臣(権名悦三郎君) LSTの輸送に関する御質問でございます。これは日本から軍需物資を輸送しておるのでございますが、ベトナムに対する輸送は、いわゆる安保条約のワク内の仕事でございまして、これに日本の船員が乗り組んでおるのはどうかという御質問のようであります。これは日本人の雇入れに関しましては、国内法に基づいていわゆる職安の手を通じて雇入れしておるのであります。それは別に強制している意味でも何でもない、自由意思によってこの仕事に従事しておるのであります。

危険の問題に関しましては、特にLSTの船長に普通以上の権能を与えて、日本船員の保護のためにはいろいろな特別の権限を与えておるというように、非常にアメリカ軍といったとしても配慮を払っておる次第であります。これは、もしもこれ以上の危険がある地域に生じた場合には、またその状態に応じて適当に考えたいと考えます。

それから、国連憲章の五十一条は、いわゆる集団的安全保障、この問題は加盟国のみであって、

加盟国外のものが入っておる場合にはこれに違反するのではないかというお話でございましたが、国連憲章の精神を広く適用することにつきましては広く認められておるところであります。

なお、安全保障条約第一条において、武力行使をもって領土のあるいは政治的野心を達するためにはさような行動をとるということは禁じられておることは御承知のとおりでございますが、侵略に対する自衛は、これは禁じておるのではないのであります。(拍手)

昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その2)

るの件)、日程第四、昭和三十九年度一般会計国庫債務負担行為総調書、右九件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算委員長堀川恭平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔堀川恭平君登壇〕

○堀川恭平君 たいだいま議題となりました昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)外四件、並びに昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書(その1)外二件の事後承諾を求めるの件、及び昭和三十九年度一般会計国庫債務負担行為総調書について、決算委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)外四件は、昭和三十九年一月から三月までの間に使用を決定したもので、その総額は六百七十三億四千万で、昨年十二月二十五日本委員会に付託され、本年二月一日大蔵省当局より説明を聴取いたしました。

また、昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書(その1)外二件は、昭和三十九年四月から同年十二月までの間に使用を決定したもので、その総額は一千五百一億四千万で、本年二月二十六日本委員会に付託され、四月十三日大蔵省当局より説明を聴取いたしました。

本月十三日以上各件について質疑を終了、同日、採決の結果、昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)外四件については全会一致をもって、昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書(その1)外二件については多数をもって承諾を

与えるべきものと議決した次第であります。

次に、昭和三十九年度一般会計国庫債務負担行為総額書につきましては、同年度一般会計において、新潟地震に伴う官庁施設災害復旧に三億円余の範囲内で国の債務を負担する行為をすることとしたしております。

本件は、本年三月四日本委員会に付託され、四月十三日大蔵省当局より説明を聴取し、同日、審議を終了し、採決の結果、全会一致をもって異議がないと議決いたしました次第であります。

詳細は会議録によつて御承知願うことにいたします。

以上、御報告申し上げる次第であります。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、日程第二の五件につき採決いたします。

五件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、五件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第三の三件につき採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、三件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十九分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 椎名悦三郎君
大蔵大臣 田中 角榮君
運輸大臣 松浦周太郎君
国務大臣 小泉 純也君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る十三日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

觀光基本法第五條第一項の規定に基づく昭和三十九年度觀光の状況等に関する年次報告

觀光基本法第五條第二項の規定に基づく昭和四十年年度において講じようとする觀光に関する政策に関する文書

(通知書受領)

一、昨十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律

一、昨十四日、宮坂参議院事務総長から久保田事務総長宛、参議院は事務総長に宮坂完孝君を選挙した旨の通知書を受領した。

(政府委員退任)

一、昨十四日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、去る十三日付をもつて防衛庁衛生局長輕部彌生一は退職したので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

淡 徹郎君 伊藤卯四郎君
小金 義照君 山下 榮二君

地方行政委員

武市 恭信君 福永 健司君

文教委員

橋本龍太郎君 根本龍太郎君

社会労働委員

藤本 孝雄君 山村新治郎君
長谷川 保君 一萬田尚登君

農林水産委員

原 健三郎君 山中 貞則君

商工委員

山下 榮二君 伊藤卯四郎君

通信委員

小淵 恵三君 福田 一君

決算委員

一萬田尚登君 小金 義照君
根本龍太郎君 原 健三郎君

福田 一君 福永 健司君

福田 一君 福永 健司君

一、昨十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

長谷川正三君 河野 密君

外務委員

河野 密君 岡田 春夫君
社会労働委員 本島百合子君
運輸委員 内海 清君

(常任委員補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

小金 義照君 山下 榮二君
淡 徹郎君 伊藤卯四郎君

地方行政委員

福永 健司君 武市 恭信君

文教委員

根本龍太郎君 橋本龍太郎君

社会労働委員

一萬田尚登君 原 健三郎君
大原 亨君 藤本 孝雄君

農林水産委員

山村新治郎君 亘 四郎君

商工委員

伊藤卯四郎君 山下 榮二君

通信委員

福田 一君 小淵 恵三君

決算委員

藤本 孝雄君 淡 徹郎君

昭和四十年四月十五日 衆議院會議録第三十二号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

橋本龍太郎君 山村新治郎君

小淵 恵三君 武市 恭信君

麻生 良方君 福田 一君

福永 健司君 根本龍太郎君

一萬田尚登君 小金 義照君

原 健三郎君 吉田 賢一君

一、昨十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員

河野 密君 長谷川正三君

外務委員

岡田 春夫君 河野 密君

社会労働委員

内海 清君 本島百合子君

運輸委員

(理事補欠選任) 昨十四日、科学技術振興対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 石野 久男君 (理事三木喜夫君 昨十四日理事辞任につきその補欠)

(議案提出)

一、昨十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

一、昨十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

一、昨十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

一、昨十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

一、昨十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

一、昨十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

一、昨十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

一、昨十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

一、昨十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

一、昨十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

一、昨十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

一、昨十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

一、昨十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

一、昨十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

一、昨十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案 (議案通知書受領)

一、昨十四日、衆議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律案

(緊急質問提出) 一、今十五日、提出した緊急質問は次の通りである。

緊迫するベトナム情勢に関する緊急質問 (松本七郎君提出)

運輸省設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出) に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

一、議案の要旨及び目的

め、土木工事を専門に実施している港湾建設局に、飛行場の建設、改良及び災害復旧に関する国の直轄の土木工事等の施行に関する事務を分掌させることとし、これに伴い港湾建設局の管轄区域を広げることとする。

5 事務の円滑な処理を図るため、本省並びに気象庁の職員を次のように増員すること。

本省 一五、〇八五人(増員二二三人)

気象庁 六、〇八八人(増員五〇人)

(計 一七三三人の増員)

6 空港整備事業の事務費を港湾整備勘定で経理するため、附則で港湾整備特別会計法の一部を改正すること。

なお、施行期日は昭和四十年四月一日として

いる。

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

二 議案の修正議決理由

る。ただし、第八十三条の改正規定は、昭和四十年四月一日から適用する。

昭和三十八年度一般会計予備費使用総調査書 (その2) (承諾を求めるの件) に関する報告書

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

一 本件の趣旨

七二八

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和三十一年度各特別会計の予備費の予算総額は、一千九百五十二億七千万円余であるが、このうち、五百三十一億八百万円余は、昭和三十一年七月八日から同年十二月二十日までの間に使用され、すでに第四十六回国会において承諾済みであり、その後、昭和三十一年一月二十一日から同年三月二十七日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れに必要な経費、厚生保険特別会計健康勘定における健康保険給付費の不足を補うために必要な経費、失業保険特別会計における失業保険給付に必要な経費、労働者災害補償保険特別会計における保険給付等に必要な経費、国有林野事業特別会計国有林野事業勘定における仲裁裁定の実施に伴う職員俸給等に必要経費等三百五十二億五千八百万円余を使用したものである。

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和四十年四月十三日

決算委員長 堀川 恭平

衆議院議長 船田 中殿

昭和三十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく使用総調査(承諾を求めるの件)に関する報告書

昭和四十年四月十五日 衆議院会議録第三十二号

一 本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十一年度特別会計予算総則第十三条の規定に基づき、昭和三十一年三月三十一日に郵政事業特別会計における業績賞与に必要な経費に四十三億二百万円余を使用したものである。

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和四十年四月十三日

決算委員長 堀川 恭平

衆議院議長 船田 中殿

昭和三十一年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調査(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十一年度特別会計予算第十四条の規定に基づき、昭和三十一年一月二十一日から同年三月三十一日までの間に、資金運用部特別会計における預託金利息支払に必要な経費及び国立病院特別会計における患者医療費の増加に必要な経費等に五十六億六千五百万円余を使用したものである。

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

議案に関する報告書

右報告する。

昭和四十年四月十三日

決算委員長 堀川 恭平

衆議院議長 船田 中殿

昭和三十一年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調査(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十一年度特別会計予算総則第十五条の規定に基づき、昭和三十一年三月二十七日、郵政事業特別会計における業務量の増加等に必要な経費に、百八十二億四千万円余を使用したものである。

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和四十年四月十三日

決算委員長 堀川 恭平

衆議院議長 船田 中殿

昭和三十一年度一般会計予備費使用総調査(その1)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和三十一年度一般会計予備費の予算額は三百億円であるが、このうち、昭和三十一年四月

二十八日から同年十二月二十二日までの間に、河川等災害復旧事業に必要な経費、港湾施設災害復旧事業に必要な経費、農業施設災害復旧事業に必要な経費等に二百三十六億七千万円余を使用したものである。

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和四十年四月十三日

決算委員長 堀川 恭平

衆議院議長 船田 中殿

昭和三十一年度特別会計予備費使用総調査(その1)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和三十一年度各特別会計の予備費の予算総額は、一千九百九十五億七千六百四十四万円余であるが、このうち、昭和三十一年四月十四日から同年十二月二十八日までの間に、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買入れに必要な経費、同特別会計輸入食糧管理勘定における輸入食糧の買入れ増加に伴い必要な経費、農業共済再保険特別会計農業勘定における農業共済組合連合会等交付金の支払に必要な経費、道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費及び治水特別会計治水勘定における河川事業等の調整に必要な経費等に七

昭和四十年四月十五日 衆議院會議録第三十二号 議案に関する報告書

百十八億六千六百万円余を使用したものである。

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和四十年四月十三日

決算委員長 堀川 恭平
衆議院議長 船田 中殿

昭和三十九年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調査(その1)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十九年度特別会計予算総則第十五条の規定に基づき、昭和三十九年五月二十六日から同年十一月二十日までの間に、食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定における輸入食糧の買入れ増加に伴い必要な経費、同特別会計輸入飼料勘定における返還金等の調整勘定へ繰入れに必要な経費、造幣局特別会計における補助貨幣製造数量の増加に必要な経費等に九十六億二千百万円余を使用したものである。

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和四十年四月十三日

決算委員長 堀川 恭平
衆議院議長 船田 中殿

昭和三十九年度一般会計国庫債務負担行為総調査に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第十五条の規定に基づき、提出されたもので、昭和三十九年度国庫債務負担行為の限度額は三十億円であり、このうち、官庁施設災害復旧に必要な経費として、三億九千八百万円余の限度で債務負担行為をすることとしたものである。

二 本件の議決理由

本件は、委員会において審査の結果、緊急の必要があつたものと認め、異議がないと議決すべきものと議決した次第である。

昭和四十年四月十三日

決算委員長 堀川 恭平
衆議院議長 船田 中殿

衆議院會議録第三十一号中正誤

ページ 段 行 誤 正
七五 四 六 直した 直しに
七七 三 二五 眠る 眠る

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 二十五円
ただし良質紙は三十円
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂茨町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八一四四二(大代)